

平成 18 年 10 月 24 日

各位

不動産投資信託証券発行者名
オリックス不動産投資法人
代表者名 執行役員 市川 洋
(コード番号 8954)

投資信託委託業者名
オリックス・アセットマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 光男
問合せ先 常務執行役員 八塚 弘文
TEL : 03-3435-3285

一般事務受託者の変更予定に関するお知らせ

本投資法人は、本日、平成 18 年 11 月 30 日付けで投資信託及び投資法人に関する法律(以下、「投信法」といいます。)第 117 条第 2 号に定める一般事務受託者(投資主名簿等管理人)を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更内容

(1) 契約内容

三菱UFJ信託銀行株式会社との間において、投信法第 117 条第 2 号に定める投資主名簿等管理人としての事務の委託を終了するとともに、新たに住友信託銀行株式会社との間において、投資主名簿等管理人としての事務の委託を開始するものです。

詳細につきましては、(2)の「業務の概要」をご参照ください。

(2) 一般事務受託者の名称、資本の額、事業の内容、業務の概要及び資本関係の内容

	変更前	変更後
名称	三菱UFJ信託銀行株式会社	住友信託銀行株式会社
資本の額	324,279 百万円(平成 18 年 3 月 31 日現在)	287,283 百万円(平成 18 年 3 月 31 日現在)
事業の内容	銀行法(昭和 56 年法律第 59 号、その後の改正を含みます。)(以下、「銀行法」といいます。))に基づき銀行業を営むとともに、金融機関ノ信託業務ノ兼営ニ関スル法律(昭和 18 年法律第 43 号、その後の改正を含みます。)(以下、「兼営法」といいます。))に基づき信託業務を営んでいます。	同左
業務の概要	投資主名簿等管理人としての業務) 投資主名簿及び実質投資主名簿、その他これに付随する帳簿の作成、管理及び備置に関する事務) 投資口の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又はその抹消及び証券保管振替制度による実質投	投資主名簿等管理人としての業務) 投資口の名義書換、実質投資主通知の受理、実質投資主間及び一般投資主と実質投資主間の名寄せ、質権の登録又はその抹消及び信託財産の表示又はその抹消に関する事務) 一般投資主、実質投資主及び登録投

<p>業務の概要</p>	<p>資主(以下「実質投資主」といいます。)の通知の受理に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">) 投資主名簿の投資口の数と実質投資主名簿の投資口の数との合算に関する事務) 投資証券の発行に関する事務) 投資主の投資証券不所持申し出及び投資証券の発行又は返還請求の受理等に関する事務) 投資主、実質投資主及び登録質権者、これらの法定代理人又は以上の者の常任代理人の氏名、住所及び印鑑の登録又はその変更の登録に関する事務) 前各号に掲げるもののほか、投資口に関し投資主、実質投資主の提出する届出の受理に関する事務) 投資主総会招集通知の発送、議決権行使書に関する事務) 投資主、実質投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務) 投資主、実質投資主からの照会に対する応答に関する事務 <ul style="list-style-type: none">) 投資口に関する統計及び法令又は契約に基づく官庁、証券取引所、保管振替機関等への届出又は報告のための資料の作成に関する事務) 新投資口の発行、投資口の併合・分割その他本投資法人が臨時に指定する事務) 投資主、実質投資主に対する通知、催告、報告等の発送に関する事務) 投資主、実質投資主の権利行使に関する請求その他の投資主及び実質投資主からの申出の受付に関する業務(前各号の業務に関連するものに限ります。)) 前各号に掲げる事務に付帯する印紙税等の納付に関する事務) 前各号に掲げる事項に付随する事務 	<p>資口質権者又はこれらの法定代理人もしくは以上の者の常任代理人の住所、氏名及び印鑑の登録又はその変更登録に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">) 投資口に関する諸届出の受理に関する事務) 投資主名簿、実質投資主名簿及びこれらに付属する書類の作成、管理並びに投資主名簿及び実質投資主名簿の閲覧又は謄写本もしくは証明書の交付に関する事務) 投資証券不所持に関する事務) 投資証券の交付に関する事務) 投資主総会関係書類の発送、議決権行使書の受理、集計に関する事務) 分配金の計算及び支払に関する事務) 投資口に関する照会に対する応答及び事故届出の受理に関する事務) 投資口に関する諸統計及び官庁、証券取引所等への届出もしくは報告に関する資料の作成事務 <ul style="list-style-type: none">) 投資口の追加発行、最低純資産額の減少、投資口の分割併合、投資法人の合併等の臨時事務) 一般投資主、実質投資主に対する通知、催告、報告等の発送に関する事務) 前各号に掲げる事項に付随する事務
<p>資本関係</p>	<p>該当事項はありません。</p>	<p>同左</p>
<p>兼務の概要</p>	<p>該当事項はありません。</p>	<p>(イ) 資産保管会社としての業務 資産保管業務:</p> <ul style="list-style-type: none">) 本投資法人の資産に係る権利を証する書類及びその他の書類の保管) 法定帳簿及び補助簿の作成) 本投資法人の資産と法定帳簿及び補助簿との照合) 法定帳簿及び補助簿等の備え置き

		金銭出納管理業務:)金銭出納事務)本投資法人名義口座の管理 (口)経理等に係る一般事務受託者としての業 務 計算に関する事務 会計帳簿の作成に関する事務 納税に関する事務
--	--	--

2. 変更理由

資産保管会社であり経理等に係る一般事務受託者である住友信託銀行株式会社に対し、投資主名簿等管理人としての事務を追加して委託することにより、コストの削減および事務の効率化を図ります。

3. 変更に係る日程

一般事務受託者の変更決議	平成 18 年 10 月 24 日
新たな受託者との一般事務業務委託契約の締結日	平成 18 年 11 月 10 日(予定)
新たな受託者による一般事務業務の開始日	平成 18 年 11 月 30 日

以上

本日資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会